



- 弊社は4月より社員が1名新規に参画するとともに、事務所を中目黒に移転いたしました。いままで以上に、安全・安定・安心の人事手続き・給与計算のアウトソーシングサービスが提供できるよう、スタッフ一同励んでいきたいと思っております。お近くにお立ち寄りの際には、是非お越しください！

パートタイム労働者の活用を考える

パート労働者活躍企業好事例バンク

- パートタイム労働者の活躍推進のために、各企業が行っている取組の内容や成果、その特徴・工夫点、今後の課題などを好事例として紹介するサイトが厚労省より公開されています。(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/koujirei-bank/>)

好事例の紹介

- 好事例バンクでは、スーパーマーケットチェーンで知られる「ライフ」の事例が紹介されています。約7～9割を占めるパートタイム労働者の能力を最大限に引き出すために、明確で透明性のある等級制度に改定したそうです。キーワードは、
 - ① 等級制度の改定
 - ② 入社直後の人材の重点的フォローの実施
 - ③ パートナーの意欲を引き出すキャリアアップ(昇級)制度
 - ④ 正社員への登用



- 事例を検索することができ、雇用管理改善マニュアル・好事例集のダウンロードもできます。パートタイム労働者の活用を考える事業主の皆様の参考になると思います。
- どの会社であっても非正規雇用の活用は、大きな経営課題です。パートタイム労働者を、能力や役割に応じて処遇していくライフの事例は参考になるものと思われます。

女性活躍推進法:届出義務企業の届出率は71.5%

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届出数のとりまとめ

- 女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が平成28年4月1日から全面施行され、常用労働者301人以上の大企業は、
 - ① 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
 - ② 行動計画の策定・届出・公表
 - ③ 自社の女性の活躍に関する情報公表などが新たに義務づけられています。(労働者300人以下の中小企業は努力義務)
- 平成28年4月1日までの一般事業主行動計画を策定した旨の届出の件数をとりまとめた結果、届出率は71.5%でした。厚生労働省では、今後、常用労働者301人以上の大企業のうち、一般事業主行動計画を策定・届出していない企業に対し、策定・届出を個別に強力に働きかけ、女性活躍推進法の着実な履行確保を図っていく予定とのことです。



- 女性活躍推進法とは直接関係ませんが、育児休業・介護休業に関する助成金は平成28年度も引き続き拡充され、男性労働者の育児休業を支援する助成金も新設されました。ご興味があればお声掛けください。



平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法に関するQ&A

Q 旧法による労働者派遣契約を締結していたが、派遣労働者との労働契約の締結は改正法施行後となった場合、旧法と新法のどちらの期間制限が適用されるのか。

- 労働者派遣契約の締結日を基準とする。
旧法下で労働者派遣契約を締結している場合は、労働契約の締結が改正法施行後であったとしても、当該労働者派遣契約に基づき派遣される場合は、旧法の期間制限の適用を受ける。なお、基準日は、労働者派遣の開始日ではないことに留意すること。

Q 旧法による労働者派遣契約に基づく期間制限の抵触日に達するため、派遣を終了した。改正法施行後に、同会社と同内容の労働者派遣契約を締結する場合、旧法による期間制限の抵触日から3か月を超えるクーリング期間を置く必要はあるか。

- 旧法と新法では期間制限の仕組みが異なるため、旧法の労働者派遣契約の期間と、新法の同期間は通算しない。
- よって、旧法に基づく派遣可能期間が終了する日の翌日から改正法施行後に締結された労働者派遣契約に基づいて、従前と同じ業務に労働者を派遣することは可能である。ただし、改正法附則の経過措置により、旧法第40条の4が適用される場合があるので留意すること。



子ども・子育て拠出金率が1000分の2.0に引き上げられました

- 「子ども・子育て支援法」に係る拠出金率に変更がありました。

平成27年度：1000分の1.5→平成28年度：1000分の2.0

- 平成28年3月31日に子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が交付され、4月1日に施行されました。(平成28年3月31日付『官報 号外特第14号』)
※子ども・子育て支援法の一部を改正する法律も平成28年4月1日から施行されており、拠出金の率の上限を1,000分の2.5以内に引き上げることとされました。
- この拠出金は、出産後・子育て中も就業が可能となる保育サービスを充実させることを目的とし、①企業主導型保育事業(運営費、整備費)、②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業、③病児保育普及促進事業(整備費)に充てられるということです。



社会保険労務士法人アイプラス
代表社員 社会保険労務士 今井洋一
TEL:03-3791-1181 FAX:03-6674-2508 Mail:info@sr-iplus.co.jp
受付時間 9:30~18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)
<http://sr-iplus.co.jp/>

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。